

長野県社会福祉審議会 令和7年度 第1回 福祉サービス
第三者評価推進専門分科会

日 時 令和7年10月22日(水)
午前10時から午後0時20分まで
場 所 長野県庁本館棟3階 特別会議室

1 開 会

2 あいさつ(百瀬地域福祉課長)

3 会議事項

○事務局 それでは、会議事項に入らせていただきます。

議長については、分科会運営要領第5条の規定により、分科会長が務めることとされていますので、以後の進行は、中島分科会長にお願いいたします。

なお、本日の議題のうち、会議事項(4)の「評価機関の認証について」は、長野県情報公開条例第7条第2号(個人情報)及び第5号(審議等の情報)の非公開情報に該当するため、非公開となりますので、御了解願います。

それでは、中島分科会長、お願いいたします。

○中島分科会長 それではこれより、私が議事を進行させていただきます。スムーズな進行ができますよう、皆様の御協力をお願いします。

会議事項(1)「令和6年度事業報告等について」、事務局から説明をお願いします。

(1) 令和6年度事業報告等について(資料1)

(事務局 資料1説明)

○中島分科会長 ただいまの説明について、御質問や御意見はございますか。

○塩崎委員 評価調査者代表の塩崎です。幾つか質問です。1ページの2普及啓発活動ですが、社会福祉法人等の指導監査における受審勸奨として具体的にどのようなことを行ったのかお聞きします。その下に、老人福祉施設等設備事業補助金を活用と記載がありますが、これがどのように活用されたのか併せてお聞きします。また、11ページの長野県の受審率についてもお聞きします。11ページの一番下に記載がある事業所数は8,554件で、令和4年から令和6年の受審件数は137件です。長野県の受審件数は8位ですが、8,554件中、137件しか受審していません。とりわけ特別養護老人ホームは第一種社会福祉事業で、事業所数は224ヶ所ですが、17ヶ所しか受審していません。

ん。受審率が少ないので、受審率をもっと上げるための方策を考えてなくてはならないと思います。

○中島分科会長 わかりました。

○塩崎委員 さらに、15 ページですが、調査項目があまりにも多くて書きにくいという事です。質を落とさないで調査を短縮できないか、他県ではかなりスリムになっているのではないかと話を以前したのですが、長野県は最初から同じ調査項目を使っています。私は評価調査者として訪問調査に入っていますが、現場の内容に合わない項目があったと思います。15 ページでは、調査項目があまりにも多くて、大変だったということが書かれています。第三者評価は WAM-NET で誰でも見ることができますが、19 ページの一番下の行に第三者評価を見たという声を一度も聞いたことがないと記載されていて、私たちは現場で一生懸命やっているのに、一度も見ていただけないということが、とても残念に思っております。

○中島分科会長 あと一つぐらいで、お願いできますか。

○塩崎委員 20 ページの一番下の○にどちらともいえないと記載されています。事前の調査の設問が多いと、評価調査者が労力を費やしてしまいます。私たち評価調査者が集計する時に、全く裏面を見ずに漏れが生じたり、同じ評価をずっと付けていたことが実際にありました。もう一つは、21 ページの二つ目の○にもどちらともいえないと記載されています。主な意見として、事業所としての負担が大きいと記載があります。WAM-NET を見て各県ごとに評価基準が違うと感じました。具体的には、長野県はたくさん設問があり読めばとても勉強になりますが、読み切れないので他県を参考にしてくださいと思います。最後にもう一つ、22 ページの一番下です。私の小さな訪問介護事業所は最初に第三者評価を受審しましたが、その後は受審していません。理由は受審する費用がないということです。第三者評価機関、専門機関が十分な運営が適うような公的支援と受審事業者の経費助成についても、本制度の定着と発展のために一考してほしいという意見が記載されています。公的な支援として助成金のような制度を活用できるようになればいいかなと思います。1 ページですが、老人福祉施設等整備補助事業は補助率のかさ上げの要件になるけれども他の施設整備は対象にならないというところで、他の施設整備についても老人福祉施設等整備補助事業のような対応が出てくれば、もっと受審率の向上につながってくるのではないかと思います。

○中島分科会長 今のお話をまとめると論点は六つですか。①1 ページの社会福祉法人等の指導監査における受審勧奨のこと、②その下の老人福祉施設等整備事業補助金の補助率かさ上げのこと、③11 ページの全事業所数 8,554 件に対して、令和 4 年度から 6 年度の受審件数が 137 件で少ないので受審率を上げること、④19 ページの一番下の第三者評価を見たという声が一度も聞いたことがない、あまり知られていないのでは

ないか、したがってもうちょっと広報をしてくれという御意見、⑤20 ページのアンケートで、設問項目を減らしてくれという御意見、このことは以前から話が出ていますが、後で岡田副分科会長に全国の状況も含めて教えていただければと思います。同じ内容かと思いますが、21 ページに関して、調査項目を絞るなり、他県と同一のものにできないかという御意見、⑥22 ページの経費助成の問題、以上の六つに論点が絞れるかと思いますが、塩崎委員、今の私の整理でよろしいですか。

○塩崎委員 結構です。

○中島分科会長 それでは、これらの論点について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 まず最初に、①社会福祉法人等の指導監査における受審勧奨について、具体的にどのようなことを行っているかという御質問ですが、監査の最後にチラシなどを配布して第三者評価の制度の概要を説明させていただいております。ただチラシを配ただけではなかなかきっかけがないので、QRコードを記載させていただいて、X、Twitter に簡単にアクセスできるようになっています。実際に評価した方の報告がすぐ出てきて、WAM-NET につながるようになっていて、まずはどんな報告が出てくるか見るところから関心を持っていただくということで、すぐに報告書にアクセスできるよう御案内をして、具体的な検討に入っていただけるようなきっかけを作るとするか、入口を作るという提案の仕方をさせていただいております。

次に、②施設整備に関する御質問ですが、これは去年始まったわけではなく以前から実施されています。最近では、ジェイエー長野会に幾つも受審していただいております。補助金の採択要件に第三者評価を使っているのも、その裏付けとして1件や2件ではなく、何件も受審していただいております。それから、去年の実績では、協立福祉会の特養さじきの里に受審していただいております。実績がたくさんあることをまずは申し上げておきます。老人福祉施設以外の事例があればいいのですが、現在は基盤を拡張する段階ではなく施設整備そのものが少なくなり財源の問題もあるのでそこはちょっと難しいかなと事務局としては思っていますが、この補助金はとても役に立っています。

次に、③11 ページですが、対象の施設がたくさんある中で、令和4年から3年間の累計の数字を見ると、まだまだ少ないのではないかというお話をいただきました。確かに特養とか保育所とか、私の方で進めさせていただきましたが、分母が大きい中ではまだ少し数字が伸びていないかなと思われるところもあります。特効薬というものはないのかもしれませんが毎年いろいろな施設を訪問しPRをさせていただいております。受審勧奨といいますか、第三者評価の良さを広く皆さんに伝えていくというところで引き続き努力してまいりたいと思います。今後、伸びる可能性があるのではないかと我々も認識していますので、そういった観点を持って受審勧奨をしていきたいと思っています。11 ページについては、8,554 件中の137 件しか受審していないわけではなくて、この3年間だけで見ると137 件も受審したということをもまずは申し上げておきます。第三者評価は3年に1度の受審という制度設計になっているので、理屈か

ら言うと全事業所が受審していればこの3年間で8,554件になるという理論に基づき3年間抜き出しているので、受審したことがある事業所は重複があるので計算していません。数字のマジックがございますので単純に比較していただかないようお願いしたいと思っています。実態の感覚としては、もっと多いと考えていただければと思います。

次に、④評価項目の削減については、一昨年、評価機関と事務局の間での意見交換会で次にお話を出させていただきました。評価項目を削るのはいいでしょう。お互いに労力が削減できるのもいいでしょう。その対価として料金を削減できますかというお話をさせていただきましたが、それは駄目ですねという評価機関の御意見で話は止まっています。評価項目を削るのはメリットばかりではございません。評価基準というものは、まず、国の基準を踏まえた上で、県独自の調査項目などを加えて本県のものとしています。評価基準を変えるということは、前回と比較できなくなるということであり、それは大きなデメリットだと思います。評価項目が多いとおっしゃっている方は最初に受審した方で、いつも受審している社会的養護関係施設の皆様はそのようなことはおっしゃいません。社会的養護関係施設は、受審が義務化されているので、3年に1回、費用の手当を受けることができます。その間の2年間は、第三者評価と同じ項目で自己評価を行っています。項目が多いという御意見は確かに分かりますが最初に受審した方が主におっしゃっていることで、前回と比較できないというデメリットはいかなるものかと思えます。したがって、項目を削るのはいいですが、そこに付随して何かメリットが欲しいというのが事務局の感想です。さらにもう一点について、どなたも第三者評価を御覧になったことがないのではないかというお話ですが、それは全く同感であり、施設監査、法人監査に行った際に受審勸奨を行っても、どなたも見ることがないものをお勧めしても全く意味がないので、Xでつぶやいて皆様の御覧に入れることを始めたわけです。24ページ、25ページを御覧いただきたいのですが、24ページはXの本県専用アカウントの画像です。25ページは法人監査、施設監査に際して、御覧に入れているチラシです。このほか、制度説明のチラシも配っていますが、まずは見てくださいということで、このリンクを開いて、総評、評価項目、アンケートなど全て御覧いただいています。委員がおっしゃるとおり、一度も御覧になったことがない方がいるのは実情だと思いますが、その点についての対応は丁寧にやっています。

次に、⑤アンケートで御意見をいただいたところですが、15ページの説明を長く割愛させていただいてしまったわけがございます。チェック項目が多いのではないかという御意見をいただいております。評価機関の方からそのようなことをお聞きすることもございます。他県の状況とか、具体的にどのような項目数でやっているかということは網羅的にまだ把握しておりません。項目のチェックを減らしたりとか、統合したりということを慎重に検討していかなければならないと思っております。具体的にどの位に絞り込むかというようなことをすぐにはお答えすることはできませんが、皆様がそのような問題意識をお持ちになっていることと、受審した方からもそのような御意見があるということを受け止めて、今後、検討することが必要になるのではないかと

思っています。16 ページに関しては、調査項目が多すぎるということです。また、20 ページに関しては、どちらともいえないという御意見が多く、これも調査項目が多いということにつながっているのではないかとありますが、ただいまお答えした内容と重複いたします。21 ページの方も、調査項目が多かったという御意見でございますがこちらの方については、たくさんの御意見を聞きながら、どのようにしていけばよいのか検討しなければいけないと考えています。一度も第三者評価を見たことがないという御意見を 19 ページでいただきましたが、こちらについては県のホームページからも WAM-NET にリンクを貼って見ていただけるようにもしているほか、先程、申し上げたように QR コードを付けたチラシをお配りして、ダイレクトに報告書につながって見ることができるような PR もしていますので、そのような点に注意しながら引き続き情報発信に努めてまいりたいと思っています。

最後、⑥経費の助成について御意見をいただきました。東京都など経費の助成を行っている自治体はありますが、本県で経費の助成に対応していくことは正直申し上げてなかなか難しい状況にあるものと考えています。

○中島分科会長 調査項目の削減については、この分科会でも検討したことがあるかと思えます。ただいまの事務局からの説明も含めて、調査項目を減らすとなると、本当にきちんと評価ができるのかという議論になったと思います。京都府は独自の評価項目が少なかったような記憶を持っています。長野県は国の基準に基づいているわけですが、全く独自にやらなければいけないとすれば、この労力はどうするかという議論だったと思います。国の制度が基本で、それにプラスして都道府県の裁量で評価を実施し、都道府県の裁量はさほど多くないというのが私の印象ですが、そのような点での難しさがあり、長野県は県なりにやっているけれども、打ち出すことができるアイデアも厳しいところがあって、それでも何とか第三者評価を広めていかなければなりません。皆様のお知恵をお借りして、県が後押しをして、広げていってもらえればと思っています。残りの時間はありませんが、岡田副分科会長から全国のことも踏まえて、御助言をいただければと思います。いかがでしょうか。

○岡田副分科会長 中島分科会長から、お話がありましたように、京都府は確かに項目も少なく、冊子みたいなものを渡して、ABC を付けてちょっと書くような方法で実施しているのですが、大体、在宅系で 8 万円から 12 万円、施設系でも 20 万円にいくかいかないか位の受審料金になるので、かなり減額されます。そのような独自の方法で実施しているので、それに追随するかというと、京都府だけがそれになっているので、長野県でそれを導入してうまくいくかどうかというのは、ちょっと疑問が生じるということと、私は全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会の理事を務めさせてもらっていますけれども、昔は共通評価項目でも 50 数項目あったのが、紆余曲折があって今は 45 項目になっています。いっぱいある着眼点を一つの評価項目当たり五つ程度にできるだけしようということを進めてきています。ただ、どうしてもこれを外したら駄目だろうというようなこともあって、着眼点が五つ以上のところも幾つかあ

りますが、種別を問わず内容評価は20項目ぐらいにしようということで、少しずつではあるけれども、スリム化を目指して基準の検討を行っているということで、今年度はいよいよ共通評価基準の見直しという大きな動きがあります。そこも同じようにスリム化の視点とか、特に小規模の事業所について、共通評価項目が多すぎて大変ではないかというようなところも議論してくださいというような話になっているので、どの位の結果が出るか分かりませんが、検討はしていると思いますので、小規模の事業者の受審が進まないということで、幾つか共通評価項目を選べるようなことも考えてもいいのではないかという点は、恐らく検討段階であるかと思います。東京都の例で言うと、小規模事業者については全国版で、長野県で言うところの共通評価項目の僅か一部だけは評価して、あとは内容評価項目だけで実施してもよい、東京都の言い方をするとサービス項目を中心とした評価があって、共通評価項目は3評価項目ぐらいで、あとは内容評価項目、利用者調査だけで実施するというので、小規模事業者に限っては、負担を軽減しようというようなところです。簡単に言うと、苦情解決と虐待防止とリスクマネジメントの三つのところだけが共通評価項目の中でも重要で、それ以外のところはもういいということで、理念の周知とか、公益的な取組の項目は、随分前に決断して減らしています。ただいま共通評価項目の見直しを全国社会福祉協議会で検討していますが、それが厚生労働省から降りてきたときに長野県で検討すればいいのかということです。東京都で受審が多いのは、今年も養成研修の講師を担当しましたが、実に180人を超える受講者数が養成されて新しい評価者が誕生していますが、中身を見てみると、東京都以外に神奈川県とか大阪府とか九州からも来ています。結局、予算があるところで受審するという土壌に評価者が移動しているような動きがあります。若返りもかなりあります。保育園だけでなく、放課後児童クラブなども受審の補助が付くようになり、東京都も都議会で数十億円の予算をしっかりと付けていますので、毎年、検討して、またこれで予算を付けようということで動いて、今回の長野県のアンケートと同じように、また受審したいとか、受審して良かったというところの満足度が高いところで、ずっと継続して予算が付いているので最終的にお金についてはこの分科会で補助金とか助成金が必要ということを県議会で挙げてもらって、そこが通らないと実現はしないと思います。具体的に言うと、大阪市は数年前から60万円、市内の認可保育園については60万円で5年に1回補助金を付けるから受審しましょうと、ほぼ義務付けをしているので、特にお金の付け方については自治体ごとに検討して進めていくということかと思います。

○中島分科会長　　ありがとうございました。塩崎委員、いかがでしょうか。

○塩崎委員　　これから調査項目がもうちょっとスリムになるという方向ですか。

○岡田副分科会長　　方向としてはそうですけど、ただいま検討中です。

○塩崎委員　　わかりました。ありがとうございました。

○中島分科会長 塩崎委員、これでいいですか。

○塩崎委員 ありがとうございます。

○中島分科会長 この分科会は、このところ、国の動きが遅いということもあって議題がなく、1年に1回しか開催していません。ただいまの問題提起というか、質問や御意見があったことについて、1年に2回ほど開催してもらって、御意見のやり取りをしてもらえるといいのではないかと思います。県で検討していただけますか。新しく入られた委員もいて、多分何を言っているのかわからないのではないかと思いますし、そのことも含めて、ガイダンスも必要でしょう。今出たようなことも、もうちょっと深掘りできるといいのではないかと思います。要望に対して、県でこのようなことができて、ここができないというようなことを、更に認識できると、議論が進むのではないかと思います。分科会開催の件、よろしく願いいたします。他に御質問や御意見はございますか。

○小松委員 11ページの、本県のサービス別受審状況を見ていて思ったのですが、長野県内には、例えば法人の方でも県外にある等の理由で、県外の評価機関で第三者評価を受審されている事業所も少なからずあるかと思うのですが、その点の実数の把握をもしされているようでしたら教えてください。

○事務局 県外の評価機関での受審の状況は、手元に資料がございません。

○小松委員 わかりました。

○事務局 11ページに出ている件数は、長野県の評価機関が、私どもに契約件数を報告してくださったものを発表しております。例えば、都外施設などが他県の評価機関で第三者評価を受審されていますが、そのような事案は私どものところを一切通らないので、把握できないというのが現状でございます。

○中島分科会長 小松委員、よろしいでしょうか。私は、軽井沢にある興望館沓掛学荘に理事として関与していますが、東京都の施設なので、東京都の評価機関で受審している報告は長野県には届かないのですね。児童養護施設が16施設あって14施設しか受審していないのは、法人本部が県外にある場合、他県の評価機関で受審している情報は長野県に入っていないということかと思えます。

御意見等がないようでしたら、会議事項(1)「令和6年度事業報告等について」は、以上とします。

それでは次に、会議事項(2)「福祉サービス第三者評価事業の最近の動向と今後の対応について」、事務局から説明をお願いします。

(2) 福祉サービス第三者評価事業の最近の動向と今後の対応について (資料2)

(事務局 資料2説明)

- 中島分科会長　ただいまの説明について、御意見や御質問はございますか。
- 塩崎委員　私ども評価機関にとって、受審目標は大変有り難い目標だと思います。数字がどうかは別として、私どもの機関の設立者に聞くと、人がいなくて断り始めたということですが、そのような状況もあるということを鑑みながら、これから進めていかなければいけないのかなと思いました。
- 中島分科会長　評価機関の評価調査者が減っているということですね。
- 塩崎委員　高齢化とともに、評価調査者が減っているということです。
- 中島分科会長　わかりました。県に説明を求めなくていいですか。
- 塩崎委員　いいです。そのような状況だということを承知おきください。
- 中島分科会長　他に御意見等はございますか。
- 小松委員　確認ですけれども、23ページの1(2)共同生活援助に係る地域連携推進会議の取扱いとなっていますけれども、これは共同生活援助及び障害者支援施設に係る地域連携推進会議の取り扱いという理解でよろしかったでしょうか。
- 事務局　共同生活援助ということでアナウンスがあったのですけれども、地域連携推進会議は、その後も実施していると思います。
- 小松委員　地域連携推進会議は、障害者支援施設及び共同生活援助事業所において実施することとされたと思いますが、障害者支援施設も入っているという理解でよろしかったでしょうか。
- 事務局　共同生活援助ということで理解しておりました。
- 中島分科会長　そこは確認していただいて、必要であれば後でお伝えいただくということでもよろしいでしょうか。
- 事務局　はい。

○中島分科会長 御意見等がないようでしたら、会議事項(2)「福祉サービス第三者評価事業の最近の動向と今後の対応について」は、以上とします。

それでは次に、会議事項(3)「令和7年度評価調査者継続研修の実施結果について」、事務局から説明をお願いします。

(3) 令和7年度評価調査者継続研修の実施結果について(資料3)

(事務局 資料3説明)

○中島分科会長 ただいまの説明について、御意見、御質問はございますか。

○塩崎委員 研修当日、長野の不登校児の学校へ民生児童委員の視察研修と重なり、出席できませんでした。今まで何回かずとこの研修に出ていましたが、とてもいい研修なので、研修当日だけでなく次の日からZoomで見ることができるよう、評価調査者として要望します。よろしくをお願いします。

○中島分科会長 この日、欠席者が多かったのは、申込日の後にこの日程が設定されたゆえに、これだけしか出ていないという理解でいいのでしょうか。

○事務局 10月になって調査が多く立て込んでくる時期にこの日程がかぶってしまい、日程の御連絡が例年よりも遅くなってしまったため、欠席の方が多く出ました。ただ今回はZoomで御参加いただけるようにはしたので、そういったところで御参加いただけた方も少しいたと考えております。動画での視聴を要望するお話もありました。ちょっとすぐにお返事はできませんですが、どのようにしたらいいか検討させてもらえればと思います。

○中島分科会長 よろしくをお願いします。

御意見等がないようでしたら、会議事項(3)「令和7年度評価調査者継続研修の実施結果について」は、以上とします。

それでは次に、会議事項(4)「評価機関の認証について」、審議を行います。

(4) 評価機関の認証について

(議事録非公開)

(5) その他

○中島分科会長 それでは、会議事項(5)「その他」に移ります。

最初に、事務局から発言を求められていますので、発言を許可します。

(事務局 資料「その他」説明)

- 事務局　ただいまの説明について補足させていただきます。評価調査者が評価を行うに当たっては、親子問題、嫁と姑などの人間関係にも着目し、利用者の気持ちを十分理解しながら、施設、利用者、御家族の関係性を評価できる評価調査者が求められています。評価調査者の要件としてどのような盛り込み方をしたらよいか、人間関係を理解し対応する力を付けるためどのような研修を行えばよいか、研修のメニューにはどのような内容を盛り込んだらよいか、御助言をいただければありがたいと思います。
- 中島分科会長　趣旨はわかりましたが、終了予定時刻を既に10分超過しています。どれくらいまで延ばせるのでしょうか。それからこの問題は委員の皆さんにもじっくり考えてもらった方がいいので、改めてやってもらった方がいいようにも思いますが、その二つを申し上げた上で、今日はあとどれくらい延長できるのでしょうか。
- 事務局　午後0時30分から産業労働部が別の審議会の準備を開始します。
- 中島分科会長　あと10分ちょっと延長させてください。その上で、県からの意見聴取に対して、今思い付くことがあれば、御意見をいただければと思います。この点については、塩崎委員と岡田副分科会長が御意見をお持ちではないかと思いますが、塩崎委員からお願いできますか。
- 塩崎委員　前々から言っていたことですが、組織を担当する評価調査者の要件に縛りが結構あるので、なかなか成り手がいません。施設長を経験しても従業員が何人以上という縛りがあって、そこを緩和できませんか。
- 中島分科会長　岡田副分科会長、お願いします。
- 岡田副分科会長　評価調査者が足りないのです、養成をしなければいけないということですが、長野県の場合は、全国社会福祉協議会の養成研修を県内で実施するのでないということです。実際に私も他の県で養成研修の講師を担当することがありますが、希望者がいなくて今年度は見送りになったということもあるので、養成研修を県独自でやるか、今までどおり全国社会福祉協議会で実施するのかというのは、情勢を見て考えていく必要があるのかなと思います。それと、評価調査者のスキルの話については、テーマをどうするのかということで、県の方でやってほしい内容を取りまとめて、今年度、私は担当しませんでした。担当の講師と検討を進めながら内容を決めていくことで、対応ができるのではと思いました。
- 中島分科会長　ありがとうございます。御意見があれば、是非、言っていただければ

と思いますが、六川委員はいかがですか。

- 六川委員 担い手の確保について、どこかで募集はされているのでしょうか。
- 事務局 特に募集はかけておりません。
- 中島分科会長 基本的には調査機関がその評価調査者として入ります。
- 塩崎委員 うちの評価機関は、私もそうですが知り合いに声を掛けて今言ったようなスキルの高い方をお願いして、評価調査者をやってみませんかとお願ひしています。
- 六川委員 わかりました。
- 中島分科会長 他に御意見等はございますか。
- 六川委員 幅広く全体を増やしたいというのであれば、幅広く一般公募するような形にしないと、人材確保につながっていかないと思いますが、今はどこも人材不足で、70歳を過ぎても現役で働いてる職員もいますので、人材確保は本当に難しい問題です。
- 塩崎委員 私の事業所に合併した事業所は、以前、新聞広告で募集を出したそうです。当時は何件か応募がきたそうですが、最近、私の事業所がヘルパーさん募集の新聞広告を出したところ、ほとんど応募が来ませんでした。
- 中島分科会長 評価機関の努力というか、評価機関の主体性をもって人材を確保しているということですね。
- 塩崎委員 その事業所は、評価調査者の募集を出したという話でした。
- 中島分科会長 事務局から補足説明があった、職員、利用者、御家族までを含んでの評価については、そこまでできるのかなという気がするのですが、そのような流れになっているのか、あるいはそのような要望があるのですか。
- 事務局 この問題は、認知症対応型共同生活介護のグループホームに対する外部評価に関するものであり、外部評価は第三者評価を母体として制度が設計されているためこの分科会場で、御相談をさせていただきました。外部評価では「施設は利用者の御家族との関係をどのように対応していますか」という調査項目があります。評価調査者には、親子問題、嫁と姑の問題など、利用者の気持ちを理解できる、人生経験のような観点も必要ではないかという声があり、議会の委員会においても同様のお話を議員からいただきました。このような声に対して県としてどのようなことができるか

委員から御助言を賜りたいと思います。

○中島分科会長 わかりました。施設における第三者委員の役割とするならば、私も第三者委員をやっているのですが、理解できるのですが、それを評価調査者の資質として、そこまで要求するのは、かなりハードルが高くないかと思ったのです。この点について、岡田副分科会長はいかがですか。

○岡田副分科会長 第三者評価においても、そのようなスキルを持つ評価調査者がいらっしやるかもしれませんが、標準的な資質として、何らかの後方支援をしていくというところについては、なかなかそこまでは求められないかなと思います。

○事務局 わかりました。ありがとうございます。

○中島分科会長 評価調査者の資質として求めるのであれば、要件として何か設定しないと難しいのではないかと思います。根拠に基づいて話しているわけではないので印象に過ぎないのですけれども、先程申し上げた、私に関わってる軽井沢の児童養護施設で子供の家族まで評価しろと言われたらとてもできないと思います。そもそも虐待で家族との関係を断っている子供もいますので、そこは非常に微妙です。

○事務局 大変、参考になりました。御指導、御助言、誠にありがとうございました。

○中島分科会長 皆様の御協力により、スムーズに議事を進行することができました。以上で会議事項は全て終了いたしました。それでは、以降の進行は事務局でお願いします。

○中澤福祉監査幹 中島分科会長、議事進行、ありがとうございました。

次回の開催は、来年の2月頃を予定しておりますが、議題等の状況に応じて検討したいと考えております。開催する場合は、その詳細について改めて御通知を差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、長野県社会福祉審議会令和7年度第1回福祉サービス第三者評価推進専門分科会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでした。